

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61,560円 6 カ月32,400円 (税込み・配送料実費) 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

平成 30 年

No. 14611 1部370円(税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業 調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

目 次

☆主要判決全文紹介[知財高裁][上]……(1)

主要判決全文紹介

≪知的財産高等裁判所≫ 審決取消請求事件

(眼科用組成物 - 周知技術の存否) [上](全2回)

-平成28年(行ケ)第10162号、平成29年8月29日判決言渡ー

事案の概要

本件は、発明の名称を「眼科用組成物」とする特許出願の拒絶査定に対する審判請求(不服2015-4779 号) について、進歩性欠如を理由に請求不成立とした審決の取消訴訟である。争点は、眼科用組成物が「同 一の組成でコンタクトレンズ装着液及びコンタクトレンズ装用中の点眼液の両方の用途に用いられる」こ とは、本願優先日当時における周知技術であるといえるか否かである。

本願の請求項1に記載された発明(本願発明)

【請求項1】(A)セルロース系高分子化合物、ビニル系高分子化合物、ポリエチレングリコール及び

鎌田特許事務所

所長 弁理士 鎌田 直 也

〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目18番12 TEL.(06)6631-0021FAX.(06)6641-00241 4 デキストランからなる群より選択される1種以上、及び(B)テルペノイドを含有するコンタクトレンズ用装着点眼液であって、

同一の組成でコンタクトレンズ装着液及びコンタクトレンズ装用中の点眼液の両方の用途に用いられる、コンタクトレンズ用装着点眼液。

判示事項

1 本願発明と引用発明との相違点

相違点が『本願発明は、眼科用組成物が「コンタクトレンズ用装着点眼液」であって、「同一の組成でコンタクトレンズ装着液及びコンタクトレンズ装用中の点眼液の両方の用途に用いられる」ものであるのに対し、引用発明においては単に「眼科用組成物」としている点』であることは、当事者間に争いがない。

2 周知技術

2.1 周知例1、周知例2、乙1から認められる技術

乙1には、実施例4~7のコンタクトレンズケア用組成物の溶液を、レンズ装用者の目にレンズをはめる直前にも、レンズを装用している目にも使用することができることや、それぞれの用法について記載されている。また、周知例2には、周知例2に記載された発明に係る点眼・装着液は、点眼液又は装着液として使用されるだけではなく、点眼液及び装着液を兼ねたものとして使用することも可能である旨記載されている。さらに、周知例1には、周知例1に記載された発明に係る眼科用組成物を、コンタクトレンズ装用中の点眼液として用いる場合の用法、コンタクトレンズ装着液として用いる場合の用法がそれぞれ記載されている。このように、周知例1、周知例2及び乙1は、同一の眼科用組成物を、コンタクトレンズ装着液及びコンタクトレンズ装用中の点眼液の両方の用途に用いることについて、具体的な実施例を前提にしたり(乙1)、具体的な用法をもって説明したり(周知例1、乙1)、個別の用途だけではなく、両方の用途に用いることも可能であることを明示したりしつつ(周知例2)、開示している。

また、周知例1、周知例2及び乙1に記載された眼科用組成物の組成はそれぞれ異なるところ、異なる組成を有する眼科用組成物においても、コンタクトレンズ装着液とコンタクトレンズ装用中の点眼液の両方の用途に使用する態様が開示されている。したがって、様々な眼科用組成物において、同一の組成でコンタクトレンズ装着液及びコンタクトレンズ装用中の点眼液の両方の用途に用いられる眼科用組成物を調製することが知られていたということができる。

よって、同一の組成でコンタクトレンズ装着液及びコンタクトレンズ装用中の点眼液の両方の 用途に用いられる眼科用組成物は、本願優先日当時の周知技術であったということができる(以下、 この周知技術を「本件周知技術」という。)。

2.2 原告の主張

原告は、コンタクトレンズ装着液とコンタクトレンズ装用中の点眼液は、使用目的、滴下する対象及び機能発揮時の状態が異なると主張する。しかし、いずれも、コンタクトレンズが眼に及ぼす影響を軽減するために用いられるものであって、涙液層を安定化させるという作用効果を有する点においては同一である。コンタクトレンズ装着液に、装着行為そのものを容易にするという目的があったとしても、このことは否定されるものではない。したがって、コンタクトレンズ装着液とコンタクトレンズ装用中の点眼液との間に、使用目的、滴下する対象及び機能発揮時の状態において相違する点があったとしても、本件周知技術の存在を否定することにはならない。

原告は、コンタクトレンズ装着液とコンタクトレンズ装用中の点眼液とが、医薬品の承認基準の 分類として区別されていること、本願優先日前に、同一の組成で装着・点眼の両方の用途に用いら